

改正 平成31年1月9日 原規総発第1901092号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第120919005号）の一部を次のように改正する。

平成31年1月9日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この規程は、平成31年1月9日から施行する。

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第 120919005 号（平成 24 年 9 月 19 日原子力規制委員会決定）） 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、原子力規制委員会(以下「委員会」という。)における文書の接受、起案、決裁、施行、貸出及び閲覧等の文書の管理について必要な事項を定め、事務処理の適正かつ能率的な遂行に資するとともに、委員会行政文書管理規則(原規総発第 120919003 号。以下「規則」という。)の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要領における用語の定義は、規則第2条に定めるところによるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) この要領において「課等」とは、原子力規制委員会組織規則（平成24年原子力規制委員会規則第1号）に定める課（原子力安全人材育成センターに置かれる課を含む。）、原子力規制庁組織細則第3条に定める部門及び課に準ずるものとして総括文書管理者が定めるものをいう。</u></p> <p><u>(4) この要領において「総括課」とは、次に掲げる課等をいう。</u></p> <p><u>① 長官官房の課等のうち総務課、人事課、会計部門、法規部門、技術基盤グループ技術基盤課及び放射線防護グループ放射線防護企画課</u></p> <p><u>② 原子力規制部の課等のうち原子力規制企画課及び検査監督総括課</u></p> <p><u>③ 原子力安全人材育成センターの課等のうち人材育成課</u></p> <p>(帳簿等)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる課等に当該各号に掲げる帳簿等を備え、文書管理担当者がこれを管理するものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この管理要領は、原子力規制委員会(以下「委員会」という。)における文書の接受、起案、決裁、施行、貸出及び閲覧等の文書の管理について必要な事項を定め、事務処理の適正かつ能率的な遂行に資するとともに、委員会行政文書管理規則(原規総発第 120919003 号。以下「規則」という。)の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要領における用語の定義は、規則第2条に定めるところによるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) この要領において「総括課」とは、<u>長官官房の課（技術基盤グループ及び放射線防護グループに置かれる課等を除く総務課、人事課並びに会計部門及び法規部門をいう。）、原子力規制部原子力規制企画課、検査監督総括課及び原子力安全人材育成センター人材育成課並びに長官官房技術基盤グループ技術基盤課及び長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課をいう。</u></u></p> <p>(4) この要領において「課等」とは、原子力規制委員会組織規則(平成24年原子力規制委員会規則第1号)に定める課(原子力安全人材育成センターに置かれる課を含む。)、原子力規制庁組織細則第3条に定める部門及び課に準ずるものとして総括文書管理者が定めるものをいう。</p> <p>(帳簿等)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる課に当該各号に掲げる帳簿等を備え、文書管理担当者がこれを管理するものとする。</p>

(1)～(5) (略)

2・3 (略)

(接受文書の区分)

第5条 委員会に到達する文書は、次のとおり区分する。

- (1) 省受文書 大臣、副大臣、大臣政務官及び事務次官宛ての文書並びに環境省宛ての文書でその内容が委員会の所掌に属するもの
- (2) 局受文書 委員会委員長（以下「委員長」という。）、長官、主管部等の長及び主管課等の長宛ての文書並びに委員会、原子力規制庁、主管部等及び主管課等宛ての文書

(封書の開封)

第6条 委員会において受領した文書は第10条から第13条までに規定する場合その他特に必要がある場合を除き、長官官房総務課長（以下「総務課長」という。）が開封するものとする。ただし、主管部等の長又は主管部等宛てのものについては当該総括課の長（次長宛てのものについては総務課長）が、主管課等の長又は主管課等宛てのものについては当該主管課等の長がそれぞれ開封するものとする。

(親展文書)

第10条 (略)

- 2 大臣官房秘書課長は、前項の規定により配布された親展文書については、直ちに当該宛先人に配布するものとする。
- 3 第1項に規定する親展文書のうち、委員会において処理を必要とするものについては、当該宛先人の閲覧を終えた後、総務課長に回付するものとする。
- 4 (略)

第11条 委員会に到達した文書のうち、委員長宛ての親展文書については、開封することなく、直ちに委員長に配布するものとする。

2・3 (略)

(1)～(5) (略)

2・3 (略)

(接受文書の区分)

第5条 委員会に到達する文書は、次のとおり区分する。

- (1) 省受文書 大臣、副大臣、大臣政務官及び事務次官あての文書並びに環境省あての文書でその内容が委員会の所掌に属するもの
- (2) 局受文書 委員会委員長（以下「委員長」という。）、長官、主管部等の長及び主管課等の長あての文書並びに委員会、原子力規制庁、主管部等及び主管課等あての文書

(封書の開封)

第6条 委員会において受領した文書は第10条から第13条までに規定する場合その他特に必要がある場合を除き、長官官房総務課長（以下「総務課長」という。）が開封するものとする。ただし、主管部等の長又は主管部等あてのものについては当該総括課の長（次長あてのものについては総務課長）が、主管課等の長又は主管課等あてのものについては当該主管課等の長がそれぞれ開封するものとする。

(親展文書)

第10条 (略)

- 2 大臣官房秘書課長は、前項の規定により配布された親展文書については、直ちに当該あて先人に配布するものとする。
- 3 第1項に規定する親展文書のうち、委員会において処理を必要とするものについては、当該あて先人の閲覧を終えた後、総務課長に回付するものとする。
- 4 (略)

第11条 委員会に到達した文書のうち、委員長あての親展文書については、開封することなく、直ちに委員長に配布するものとする。

2・3 (略)

(個人宛ての文書)

第13条 個人宛ての文書(電子文書を除く。)の処理は、親展文書の例による。

(決裁文書等の取扱い)

第20条 (略)

2 長官の決裁を受ける決裁文書は、次長の決裁を受けなければならない。

3 次長の決裁を受ける決裁文書のうち総務課、長官官房緊急事案対策室、長官官房技術基盤グループ、長官官房放射線防護グループ及び原子力規制部の所掌に係るもの(総務課及び長官官房緊急事案対策室の所掌に係るものにあつては、原子力規制に関する技術に係るものに限る。)については、原子力規制技監の決裁を受けなければならない。

4 次長(前項の決裁を受ける決裁文書にあつては、次長及び原子力規制技監)の決裁を受ける決裁文書は、総務課長(長官官房人事課又は長官官房参事官の所掌に係るものについては、それぞれ長官官房人事課長又は長官官房参事官。以下この項において同じ。)の決裁を受けなければならない。ただし、次長の決裁を受ける決裁文書のうち緊急事態対策監、核物質・放射線総括審議官又は審議官が総括整理する事務に係るものは、総務課長を経由した後、当該事務を担当する緊急事態対策監、核物質・放射線総括審議官又は審議官を経由しなければならない。

5 (略)

(委員会の決裁事項)

第21条 (略)

- (1) 閣議に提出する事項(質問主意書に係る事項を除く。)
- (2)~(5) (略)

(委員長の決裁事項)

第22条 (略)

(個人あての文書)

第13条 個人あての文書(電子文書を除く。)の処理は、親展文書の例による。

(決裁文書等の取扱い)

第20条 (略)

2 長官の決裁を受ける決裁文書は、次長(技術基盤グループ、放射線防護グループ及び原子力規制部の所掌に係るものについては、次長及び原子力規制技監)の決裁を受けなければならない。

(新設)

3 次長の決裁を受ける決裁文書は、総務課長(長官官房人事課又は長官官房参事官の所掌に係るものについては、それぞれ長官官房人事課長又は長官官房参事官。以下この項において同じ。)の決裁を受けなければならない。ただし、次長の決裁を受ける決裁文書のうち緊急事態対策監、核物質・放射線総括審議官又は審議官が総括整理する事務に係るものは、総務課長を経由した後、当該事務を担当する緊急事態対策監、核物質・放射線総括審議官又は審議官を経由しなければならない。

4 (略)

(委員会の決裁事項)

第21条 (略)

- (1) 閣議に提出する事項(質問主意書に係る事項を除く)
- (2)~(5) (略)

(委員長の決裁事項)

第22条 (略)

<p>(1) 閣議に提出する事項（質問主意書に係る事項に限る。） (2)～(6) (略)</p> <p>(決裁を受ける範囲)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる文書のうち、当該文書に係る事項が別表第 2 から第 5 に掲げる専決事項に該当するものにあつては、当該事項の専決者まで</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(代決)</p> <p>第 25 条 次の各号の<u>いずれにも</u>該当する場合には、決裁権者（専決者を含む。以下同じ。）の直近下位の者は、決裁の代行（以下本条において「代決」という。）をすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(官報原稿の送付)</p> <p>第 34 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 官報報告主任は、前項の規定により送付した官報原稿が官報に掲載されたときは、官庁報告簿に掲載年月日及び番号その他必要な事項を登録し、<u>主管課等</u>に連絡するものとする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(官報に掲載しない訓令)</p> <p>第 35 条 (略)</p> <p>2 前項の規定により決裁済文書が送付されたときは、総務課長は、一般訓令簿に件名、<u>主管課等</u>、官庁報告簿に定める<u>文書番号</u>その他必要な事項を登録し、決裁済文書に訓令番号を記入した後、当該決裁済文書を主管課等に返送するも</p>	<p>(1) 閣議に提出する事項（質問主意書に係る事項に限る） (2)～(6) (略)</p> <p>(決裁を受ける範囲)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第 1 号又は第 2 号</u>に掲げる文書のうち、当該文書に係る事項が別表第 2 から第 5 に掲げる専決事項に該当するものにあつては、当該事項の専決者まで</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(代決)</p> <p>第 25 条 次の各号の<u>全てに</u>該当する場合には、決裁権者（専決者を含む。以下同じ。）の直近下位の者は、決裁の代行（以下本条において「代決」という。）をすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(官報原稿の送付)</p> <p>第 34 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 官報報告主任は、前項の規定により送付した官報原稿が官報に掲載されたときは、官庁報告簿に掲載年月日及び番号その他必要な事項を登録し、<u>主管課室</u>に連絡するものとする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(官報に掲載しない訓令)</p> <p>第 35 条 (略)</p> <p>2 前項の規定により決裁済文書が送付されたときは、総務課長は、一般訓令簿に件名、<u>主管部局課室名</u>、官庁報告簿に定める<u>文書記号</u>、<u>文書番号</u>その他必要な事項を登録し、決裁済文書に訓令番号を記入した後、当該決裁済文書を主管</p>
--	--

のとする。

(電子署名)

第44条 施行文書が電子文書である場合は、電子署名を行うものとする。ただし、庁内に発送する文書その他文書管理者が電子署名を要しないと認めた文書については、電子署名を省略することができる。

2・3 (略)

別表第2 (共通事項)

(1) 一般共通事項

事項番号	専決事項	専決者	合議者
1～9	(略)	(略)	(略)
10	不服申立てに関する <u>こと</u> (裁決又は決定に関する <u>こと</u> (前号に掲げるものを除く。))を除く。)	主管課等の長	参事官(法規担当)
11～19	(略)	(略)	(略)
20	<u>原子力規制庁としての研究成果の論文等による公表</u> に関する <u>こと</u> 。	主管部等の長(原子力規制部にあつては、原子力規制部長)	
21	<u>前号の公表に関する決裁を受けた論文等の軽微な修正(学会誌の査読等に伴う修正に限る。)</u> に関する <u>こと</u> 。	主管課等の長	
22～25	(略)	(略)	(略)
26	行政職俸給表(一)8級以下の職員に対する	主管課等	参事官(会

課等に返送するものとする。

(電子署名)

第44条 施行文書が電子文書である場合は、電子署名を行うものとする。ただし、省内に発送する文書その他文書管理者が電子署名を要しないと認めた文書については、電子署名を省略することができる。

2・3 (略)

別表第2 (共通事項)

(1) 一般共通事項

事項番号	専決事項	専決者	合議者
1～9	(略)	(略)	(略)
10	不服申立てに関する <u>こと</u> 。(裁決又は決定に関する <u>こと</u> (前号に掲げるものを除く。))を除く。)	主管課等の長	参事官(法規担当)
11～19	(略)	(略)	(略)
20	<u>原子力規制委員会及び原子力規制庁としての技術文書等の成果の公表の許可</u> に関する <u>こと</u> 。	主管部等の長(原子力規制部にあつては、原子力規制部長)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
21～24	(略)	(略)	(略)
25	行政職俸給表(一)8級以下の職員に対する	主管課等	参事官(会

	旅行命令に関する <u>こと</u> （次号に掲げるものを除く。）。	の長	計担当
<u>27</u> ～ <u>31</u>	(略)	(略)	(略)

	旅行命令に関する <u>こと</u> 。（次号に掲げるものを除く。）	の長	計担当
<u>26</u> ～ <u>30</u>	(略)	(略)	(略)

(2) 共通の法令事務

(2) 共通の法令事務

事項番号	専決事項	専決者	合議者
1～10	(略)	(略)	(略)
11	情報公開法第19条第1項の規定による情報公開・個人情報保護審査会への諮問（軽易なものに限る。）に関する <u>こと</u> 。	長官	
12	情報公開法第19条第2項の規定による諮問をした旨の通知に関する <u>こと</u> 。	主管課等の長	
13～44	(略)	(略)	(略)
45	行政機関個人情報保護法第43条第1項の規定による情報公開・個人情報保護審査会への諮問（軽易なものに限る。）に関する <u>こと</u> 。	長官	
46	行政機関個人情報保護法第43条第2項の規定による諮問をした旨の通知に関する <u>こと</u> 。	主管課等の長	
<u>47</u>	行政機関個人情報保護法第44条の4の規定による行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の募集の公示に関する <u>こと</u> 。	主管課等の長	参事官(法規担当)
<u>48</u> ～ <u>54</u>	(略)	(略)	(略)

事項番号	専決事項	専決者	合議者
1～10	(略)	(略)	(略)
11	情報公開法第18条の規定による情報公開・個人情報保護審査会への諮問（軽易なものに限る。）に関する <u>こと</u> 。	長官	
12	情報公開法第19条の規定による諮問をした旨の通知に関する <u>こと</u> 。	主管課等の長	
13～44	(略)	(略)	(略)
45	行政機関個人情報保護法第42条の規定による情報公開・個人情報保護審査会への諮問（軽易なものに限る。）に関する <u>こと</u> 。	長官	
46	行政機関個人情報保護法第43条の規定による諮問をした旨の通知に関する <u>こと</u> 。	主管課等の長	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>47</u> ～ <u>53</u>	(略)	(略)	(略)

(3) (略)

(3) (略)

別表第3（原子力規制法令）

別表第3（原子力規制法令）

(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第

(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第

166号) 関係						166号) 関係					
事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否	事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1～73	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1～73	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
74	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	原子炉等規制法第43条の3の15の規定による施設定期検査(発電用原子炉施設の設置、発電用原子炉施設の発電設備の設置、原子炉本体の炉型式の変更又は熱出力の増加をした場合における初回の検査に係るものを除く。)に関する事。	原子力規制部長		否	74	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	原子炉等規制法第43条の3の15第1項の規定による施設定期検査(発電用原子炉施設の設置、発電用原子炉施設の発電設備の設置、原子炉本体の炉型式の変更又は熱出力の増加をした場合における初回の検査に係るものを除く。)に関する事。	原子力規制部長		否
75～79	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	75～79	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
80	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	原子炉等規制法第43条の3の24第6項において準用する第12条第6項の規定による検査を行う職員の指定に関する事。	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
81～199	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	80～198	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
200	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第4項まで及び第9項の規定による立入検査(第66条第1項の申告に基づいて行う調査	長官	人事課長	否	199	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第4項まで、第6項及び第9項の規定による立入検査(第66条第1項の申告に基づいて行	長官	人事課長	否

		のために行うものに限る。) に関する事						う調査のために行うものに限る。) に関する事			
<u>201</u>	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第4項まで及び第9項の規定による立入検査(あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限る。) に関する事(前号の立入検査に関する事を除く。)	原子力規制部長			否		原子炉等規制法第68条第1項から第4項まで、第6項及び第9項の規定による立入検査(あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限る(前号の立入検査を除く。)) に関する事	原子力規制部長		否
<u>202</u>	主管課等	原子炉等規制法第68条第6項の規定による証明書の発行に関する事	主管課等の長			否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>203</u> ~ <u>209</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		<u>201</u> ~ <u>207</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>210</u>	部門(官房安全規制管理官に係るものに限る。)	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	長官			要	<u>208</u>	部門(官房安全規制管理官に係るものに限る。)	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	長官	要
<u>211</u>	部門(官房安全規制管理官に係るものに限る。)	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(防護措置の機能に影響を与えない軽微な	主管部等の長			否	<u>209</u>	部門(官房安全規制管理官に係るものに限る。)	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(防護措置の機能に影響を与えない軽微な	主管部等の長	否

	る。)	変更の認可に関するものに限る。)					る。)	変更の認可に関するものに限る。)			
<u>212</u>	主管課等	原子炉等規制法第72条第5項の規定による事業指定等したときの国家公安委員会又は海上保安庁長官への連絡に関すること。	主管課等の長		否		<u>210</u>	主管課室	原子炉等規制法第72条第5項の規定による事業指定等したときの国家公安委員会又は海上保安庁長官への連絡に関すること。	主管課等の長	否
<u>213</u> ～ <u>218</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		<u>211</u> ～ <u>216</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>219</u>	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	製錬規則第7条の6の2において準用する <u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号。以下この表において「実用炉則」という。)</u> 第130条の規定による必要な措置の要求に関すること。	長官		要		<u>217</u>	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	製錬規則第7条の6の2において準用する <u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第130条</u> の規定による必要な措置の要求に関すること。	長官	要
<u>220</u> ～ <u>230</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		<u>218</u> ～ <u>228</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>231</u>	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	加工規則第9条の15の2において準用する <u>実用炉則第130条</u> の規定による必要な措置の要求に関すること。	長官		要		<u>229</u>	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	加工規則第9条の15の2において準用する <u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第130条</u> の規定による必要な措置の要求に関すること。	長官	要
<u>232</u> ・ <u>233</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		<u>230</u> ・ <u>231</u>	(略)	(略)	(略)	(略)

<u>234</u>	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第17条第1号及び第3号の規定による使用の期間及び方法の承認に関すること。	長官		要	<u>232</u>	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第17条第1号及び3号の規定による使用の期間及び方法の承認に関すること。	長官		要
<u>235</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>233</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>236</u>	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第19条の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否	<u>234</u>	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第19条第1項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
<u>237・238</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>235・236</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>239</u>	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第28条の規定による燃料体検査の検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否	<u>237</u>	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。）	実用炉則第28条第1項の規定による燃料体検査の検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
<u>240～243</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>238～241</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>244</u>	部門（部安全規制管理官に係るもの	実用炉則第33条の規定による輸入燃料体検査の検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否	<u>242</u>	部門（部安全規制管理官に係るもの	実用炉則第33条第1項の規定による輸入燃料体検査の検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否

	に限る。)						に限る。)					
<u>245</u> ～ <u>249</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>243</u> ～ <u>247</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>250</u>	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	実用炉則第51条の規定による施設定期検査の検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否		<u>248</u>	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	実用炉則第51条第1項の規定による施設定期検査の検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
<u>251</u> ～ <u>279</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>249</u> ～ <u>277</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>280</u>	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	研開炉則第17条第1項第1号及び第3号の規定による使用の期間及び方法の承認に関すること。	長官		要		<u>278</u>	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	研開炉則第17条第1号及び3号の規定による使用の期間及び方法の承認に関すること。	長官		要
<u>281</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>279</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>282</u>	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	研開炉則第19条の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否		<u>280</u>	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	研開炉則第19条第1項の規定による検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否
<u>283</u> ・ <u>284</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>281</u> ・ <u>282</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>285</u>	部門(部	研開炉則第28条の規定	主管課		否		<u>283</u>	部門(部	研開炉則第28条第1項	主管課		否

	安全規制管理官に係るものに限る。)	による燃料体検査の検査実施要領書の策定に関すること。	等の長				安全規制管理官に係るものに限る。)	の規定による燃料体検査の検査実施要領書の策定に関すること。	等の長		
<u>286</u> ～ <u>289</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		<u>284</u> ～ <u>287</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>290</u>	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	研開炉則第47条の規定による施設定期検査の検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長		否		<u>288</u>	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	研開炉則第47条第1項の規定による施設定期検査の検査実施要領書の策定に関すること。	主管課等の長	否
<u>291</u> ～ <u>343</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		<u>289</u> ～ <u>341</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>344</u>	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	再処理規則第19条の15の2において準用する実用炉則第130条の規定による必要な措置の要求に関すること。	長官		要		<u>342</u>	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	再処理規則第19条の15の2において準用する実用発電用原子炉の設置、 <u>運転等に関する規則第130条の規定による必要な措置の要求に関すること。</u>	長官	要
<u>345</u>	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則(平成20年経済産業省令第23号。以下この表において「第一	主管課等の長		否		<u>343</u>	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則(平成20年経済産業省令第23号。以下この表において、「第	主管課等の長	否

	る。)	種埋設規則」という。) 第9条の規定による確認実施要領書の策定に関すること。					る。)	一種埋設規則」という。) 第9条第1項の規定による確認実施要領書の策定に関すること。			
346～ 394	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		344～ 392	(略)	(略)	(略)	(略)
395	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	外運搬規則第22条の規定による容器承認書の交付に関すること。	主管課等の長		否		393	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	外運搬規則第22条第1項の規定による容器承認書の交付に関すること。	主管課等の長	否
396～ 408	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		394～ 406	(略)	(略)	(略)	(略)
409	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の30第2項の規定による会計規定の基本的事項の承認及び変更の承認に関すること。	長官		要		407	保障措置室	国際規制物資使用規則第4条の30第2項の規定による会計規定の基本的事項の承認及び変更の承認に関すること。	長官	要
410・411	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		408・409	(略)	(略)	(略)	(略)
412	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成2年科学技術庁告示第5号。以下この表において「外運搬技術基準告示」という。) 第3条第1号表中口の規定による試	長官		要		410	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成2年科学技術庁告示第5号。以下この表において「外運搬技術基準告示」という。) 第3条第1項第1号表中口の規定に	長官	要

		験の承認に関すること。						よる試験の承認に関する こと。			
<u>413</u> ～ <u>433</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>411</u> ～ <u>431</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>432</u>	部門(部 安全規 制管理 官に係 るもの に限 る。)	原子力規制委員会設置法 (平成24年法律第47 号)附則第23条第2項の 規定による届出の経済産 業大臣及び文部科学大臣 への写しの送付に関する こと。	主管課 等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>433</u>	部門(部 安全規 制管理 官に係 るもの に限 る。)	原子力規制委員会設置法 附則第28条第2項の規 定による届出の経済産業 大臣及び文部科学大臣へ の写しの送付に関するこ と。	主管課 等の長		否
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>434</u>	部門(部 安全規 制管理 官に係 るもの に限 る。)	原子力規制委員会設置法 附則第29条第2項の規 定による届出の経済産業 大臣及び文部科学大臣へ の写しの送付に関するこ と。	主管課 等の長		否
<u>434</u>	東京電 力福島 第一原 子力発 電所事	東京電力株式会社福島第 一原子力発電所原子炉施 設の保安及び特定核燃料 物質の防護に関する規則 (平成25年原子力規制	原子力 規制部 長		否	<u>435</u>	東京電 力福島 第一原 子力発 電所事	東京電力株式会社福島第 一原子炉施設の保安及び 特定核燃料物質の防護に 関する規則(平成25年原 子力規制委員会規則第2	原子力 規制部 長		否

	故対策室	委員会規則第2号。以下この表において「東京電力福島第一原子炉施設規則」という。)第14条第4号の規定による確認に関すること。					故対策室	号。以下この表において「東京電力福島第一原子炉施設規則」という。)第14条第4号の規定による確認に関すること。			
435～ 452	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		436～ 453	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)関係

(2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否	事項	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1～9	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1～9	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	電事法第54条の規定による定期検査(原子力発電所の設置、原子力発電所の発電設備の設置、原子炉本体の炉型式の変更又は熱出力の増加をした場合における初回の検査に係るものを除く。)に関すること。	原子力規制部長		否	10	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	電事法第54条第1項の規定による定期検査(原子力発電所の設置、原子力発電所の発電設備の設置、原子炉本体の炉型式の変更又は熱出力の増加をした場合における初回の検査に係るものを除く。)に関すること。	原子力規制部長		否
11・12	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	11・12	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
13	部門(部安全規制管理官に係るもの)	原子力発電工作物の保安に関する命令(平成24年経済産業省令第69号。以下この表において「原子力発電工作物保安命令」とい	長官		要	13	部門(部安全規制管理官に係るもの)	原子力発電工作物の保安に関する省令(平成24年経済産業省令第69号。以下この表において「原子力発電工作物保安省令」とい	長官		要

	に限る。)	う。)第6条第2項の規定による主任技術者の兼任の承認に関すること。					に限る。)	う。)第6条第2項の規定による主任技術者の兼任の承認に関すること。			
14	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	<u>原子力発電工作物保安法令第15条の規定による添付書類の省略の指示に関すること。</u>	主管課等の長			否	14	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	<u>原子力発電工作物保安省令第15条の規定による添付書類の省略の指示に関すること。</u>	主管課等の長	否
15	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	<u>原子力発電工作物保安法令第18条第1号又は第3号の規定による電気工作物の使用の期間及び方法の承認に関すること。</u>	長官			要	15	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	<u>原子力発電工作物保安省令第18条第1号又は第3号の規定による電気工作物の使用の期間及び方法の承認に関すること。</u>	長官	要
16	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	<u>原子力発電工作物保安法令第18条第4号の規定による使用前検査の省略の指示に関すること。</u>	長官			要	16	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	<u>原子力発電工作物保安省令第18条第4号の規定による使用前検査の省略の指示に関すること。</u>	長官	要
17	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	<u>原子力発電工作物保安法令第20条の規定による使用前検査の検査実施要領書の策定に関すること。</u>	主管課等の長			否	17	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	<u>原子力発電工作物保安省令第20条第1項の規定による使用前検査の検査実施要領書の策定に関すること。</u>	主管課等の長	否

	る。)				
18	部門(部 安全規 制管理 官に係 るもの に限 る。)	原子力発電工作物保安命 令第21条の規定による 使用前検査合格証の交付 に関する事。	主管課 等の長		否
19	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	る。)				
18	部門(部 安全規 制管理 官に係 るもの に限 る。)	原子力発電工作物保安省 令第21条の規定による 使用前検査合格証の交付 に関する事。	主管課 等の長		否
19	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)関係

(3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)関係

事項 番号	主管課 等	専決事項	専決者	合議者	委員会 への報 告の要 否
1~8	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

事項	主管課 等	専決事項	専決者	合議者	委員会 への報 告の要 否
1~8	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第4(放射線障害防止法令)

別表第4(放射線障害防止法令)

(1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)関係

(1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)関係

事項 番号	主管課 等	専決事項	専決者	合議者	委員会 への報 告の要 否
1~48	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
49	部門(官 房安全 規制管 理官に 係るも	放射線障害防止法施行規 則第18条第1項第1号 口の規定による容器に封 入することが著しく困難 なものの運搬に係る障害	主管部 等の長		否

事項 番号	主管課 等	専決事項	専決者	合議者	委員会 への報 告の要 否
1~48	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
49	部門(官 房安全 規制管 理官に 係るも	放射線障害防止法施行規 則第18条第1項第1号 口の規定による容器に封 入することが著しく困難 なものの運搬に係る障害	主管部 等の長		否

	のに限る。)	防止のための措置の承認に関する <u>こと。</u>					のに限る。)	防止のための措置の承認に関する <u>こと。</u>			
50～61	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	50～61	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
62	部門(官房安全規制管理官に係るものに限る。)	放射線障害防止法施行規則第35条の6の規定による放射線取扱主任者講習修了証の交付に関する <u>こと。</u>	主管課等の長		否	62	部門(官房安全規制管理官に係るものに限る。)	放射線障害防止法施行規則第35条の6第1項の規定による放射線取扱主任者講習修了証の交付に関する <u>こと。</u>	主管課等の長		否
63～68	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	63～68	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
69	部門(官房安全規制管理官に係るものに限る。)	登録認証機関等に関する規則(平成17年文部科学省令第37号。以下この表において「登録認証機関規則」という。)第15条、第29条、第43条、第57条、第71条、第85条、第98条、第110条及び第121条の <u>規定</u> による官報公示に関する <u>こと。</u>	主管課等の長		否	69	部門(官房安全規制管理官に係るものに限る。)	登録認証機関等に関する規則(平成17年文部科学省令第37号。以下この表において「登録認証機関規則」という。)第15条、第29条、第43条、第57条、第71条、第85条、第98条、第110条及び第121条の <u>規程</u> による官報公示に関する <u>こと。</u>	主管課等の長		否
70・71	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	70・71	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
72	部門(官房安全規制管理官に係るものに限る。)	放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成2年科学技術庁告示第7号。以下この表において「外運搬技術基準告示」という。)第25条第	主管課等の長		否	72	部門(官房安全規制管理官に係るものに限る。)	平成2年科学技術庁告示第7号(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第18条の3等の規定に基づく放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上	主管課等の長		否

		2項の規定による放射性輸送物設計承認書の交付に関すること。						の基準に係る細目等。以下この表において「外運搬技術基準告示」という。)第25条第2項の規定による放射性輸送物設計承認書の交付に関すること。			
73~75	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	73~75	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第5 (その他の法令)

(1) 独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法 (平成16年法律第155号) 関係

別表第5 (その他の法令)

(1) 独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 及び旧独立行政法人原子力安全基盤機構関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否	事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1	主管課等	独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号。以下この表において「通則法」という。)第35条の4第1項の規定による中長期目標の策定 (変更を含む。)に関すること (第67条の規定により行った財務大臣協議により修正を要しない場合に限る。)	長官		否	1	主管課等	独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号。以下この表において「通則法」という。)第35条の4第1項の規定による中長期目標の策定 (変更を含む。)に関すること (第67条の規定により行った財務大臣協議により修正を要しない場合に限る。)	長官		否
2~5	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2~5	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
6	主管課等	通則法第35条の5第1項の規定による中長期計画の認可 (変更の場合を含む。)に関すること (第6	長官		否	6	主管課等	通則法第35条の1第1項の規定による中長期計画の認可 (変更の場合を含む。)に関すること (第6	長官		否

		7条の規定により行った財務大臣協議により修正を要しない場合に限る。)						7条の規定により行った財務大臣協議により修正を要しない場合に限る。)			
7～10	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	7～10	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
11	主管課等	通則法第67条の規定による財務大臣協議に関すること(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法第28条第1項第4号及び第5号並びに <u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法</u> (平成11年法律第176号)第19条第1項第2号に規定する事項に係るものを除く。)	長官		否	11	主管課等	通則法第67条の規定による財務大臣協議に関すること(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法第28条第1項第4号及び第5号並びに <u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所法</u> (平成11年法律第176号)第17条第1項第2号に規定する事項に係るものを除く。)	長官		否

(2) 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)関係

(2) 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1・2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	総務課	政策評価法第10条第2項の規定による評価書の総務大臣への送付並びに当該評価書及びその要旨の公表に関する事	主管課等の長		否
4	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1・2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	総務課	政策評価法第10条第2項の規定による評価書の総務大臣への通知並びに当該評価書及びその要旨の公表に関する事	主管課等の長		否
4	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）関係

事項 番号	主管課 等	専決事項	専決者	合議者	委員会 への報 告の要 否
1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(4) ~ (8) (略)

様式第8

<開示請求受付管理簿>

受付 番号	請求 者氏 名	行政 文書 の 名 称 等 の 概 要	主管 課 等	担 当 者	郵 送 / 窓 口	接 受 日	通常 期限	10 条2 項 延長	10 条2 項 延長 後 期 限	11 条延 長	一部 開示 期限

(略)

様式第9

<情報公開不服申立管理簿>

受 付 番 号	不 服 申 立	行 政 文 書	主 管 課 等	担 当 者	開 示 請 求	開 示 決 定	不 服 申 立	申立て内容							
								不開示決定				開示決定			
								不 開	不 存	存 在	形 式	第 三	開 示		

(3) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）関係

事項	主管課 等	専決事項	専決者	合議者	委員会 へ
1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(4) ~ (8) (略)

様式第8

<開示請求受付管理簿>

受付 番号	請求 者氏 名	行政 文書 の 名 称 等 の 概 要	担当 課 室	担 当 者	郵 送 / 窓 口	接 受 日	通常 期限	10 条2 項 延長	10 条2 項 延長 後 期 限	11 条延 長	一部 開示 期限

(略)

様式第9

<情報公開不服申立管理簿>

受 付 番 号	不 服 申 立	行 政 文 書	担 当 課 室	担 当 者	開 示 請 求	開 示 決 定	不 服 申 立	申立て内容							
								不開示決定				開示決定			
								不 開	不 存	存 在	形 式	第 三	開 示		

	人	の名称等の概要			書 接 受 日	等 決 定 日	書 受 付 日	示	在	応 答 拒 否	不 備	者 か ら の 不 服 申 立 て	請 求 者 か ら の 不 服 申 立 て

	人	の名称等の概要			書 接 受 日	等 決 定 日	書 受 付 日	示	在	応 答 拒 否	不 備	者 か ら の 不 服 申 立 て	請 求 者 か ら の 不 服 申 立 て

(略)

(略)

様式第10

様式第10

<合議文書等処理簿>

<合議文書等処理簿>

整理 番号	受領 年月 日	主管 課等	起案 者名	件名	回付 年月 日	回付 先課 等	回付 先受 領年 月日	回付 先受 領者	備考

整理 番号	受領 年月 日	主管 局課 名	起案 者名	件名	回付 年月 日	回付 先局 課名	回付 先受 領年 月日	回付 先受 領者	備考